

ITを活用した重要事項説明に係る社会実験に関する検証検討会における検証結果は、次のとおり。

とりまとめの概要

○ 賃貸取引

IT重説を実施する際に遵守すべき事項の明確化、宅建業者への周知等の準備措置(宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方(平成13年 不動産課長通知)の改正、マニュアルの作成等)を実施した後、本格運用に移行することが適当である。

なお、本格運用は、準備措置が整い次第、速やかに開始する(平成29年10月目途)。

○ 法人間売買取引

社会実験を継続実施することが適当であり、その後の検証検討会において検証の結果、必要な対策をとること等で問題ないと判断され、かつ、新たに懸念される点が生じなかった場合は、本格運用に移行する。

なお、継続実施する社会実験は、新たに社会実験に参加する登録事業者の募集等の準備措置が整い次第、速やかに開始する(平成29年8月目途)こととし、その期間は1年間とする。

また、社会実験の開始後、半年に1回程度、検証検討会を開催し、その結果を検証することとし、検証の状況によっては社会実験の期間を短縮する。

○ 個人を含む売買取引

平成29年度に開始する賃貸取引の本格運用の実施状況、法人間売買取引の社会実験の検討結果を踏まえて、社会実験又は本格運用を行うことを検証検討会において検討する。

検証検討会の構成員

- ・座長: 中川雅之(日本大学教授)
- ・委員: 不動産業界団体、地方公共団体、新経済連盟、消費者団体の代表者を含む14名で構成
- ・オブザーバー: 内閣官房IT総合戦略室 等

経緯

- 平成28年 3月14日: 第1回検証検討会開催
- 10月 4日: 第2回検証検討会開催
- 平成29年 3月13日: 第3回検証検討会開催
- 3月22日: とりまとめ公表